

# ポイ捨てなどの 不法投棄は犯罪です

市川三郷町では、ごみの不法投棄をなくすために県と協力してパトロールやごみの撤去を行っていますが、なかなか不法投棄がなくならないのが現状です。

最近、空き缶や空きビン・ペットボトルなどのごみが、田畠や個人の土地、水路等に捨てられているなどの苦情が多く寄せられ、耕作者や土地の所有者の方が大変迷惑しています。

ごみによって、作物に悪影響が出たり、ごみが水路につまり流れが悪くなると水質が悪くなったり、悪臭が発生しハエや蚊などの虫が大量発生したりと周辺の環境にも悪影響を与えます。

河川や水路にゴミが浮いているような状態では、町の景観を損なうことになります。  
ごみを捨てることは法律により処罰されます。  
(※廃棄物の処理及び清掃に関する法律)

**絶対にやめてください！！**



皆さんの手で市川三郷町をきれいに！



市川三郷町役場 生活環境課 TEL 055-272-6092

# 「令和7年度の犬と猫の不妊去勢手術の助成金は終了しました！」



犬を飼い始めたら、犬の登録と狂犬病の予防接種を行うことが狂犬病予防法により義務づけられています。必ず鑑札と注射済票を装着しましょう。



また、以下のマナーを守りましょう！

・犬の放し飼い・散歩中のウンチの処理・犬の無駄吠えに気をつけるなど。

※犬がいなくなったら、役場まで連絡をお願いします。

## 犬の不妊去勢手術補助金は、令和7年度をもちまして終了します

町では、野犬の増加及び被害を防止するため、犬の不妊・去勢手術を受ける飼育者に対して、その手術費の一部を予算の範囲で補助金を交付してまいりました。多くの皆様から申請していただき、一定の成果を上げる事が出来たと考えています。



町では、山梨県の「猫の不妊去勢手術費補助事業(飼い主のいない猫のみ対象)」を活用し、飼い主のいない猫による被害の軽減、新たな子猫が生まれないようにすると共に、動物の愛護と適正な管理の啓発を図るために「猫の不妊去勢手術制度」を実施しています。今年度は、すでに終了しましたが、令和8年度(令和8年4月1日～)も引き続き行う予定です。この機会に皆様にご活用いただきたいと思います。

(補助金の対象:同一世帯で町税等の滞納がない方、猫は町内で世話をされている方、手術をするに適当と獣医師が認めた猫、手術後も責任をもって世話のできる方)

※手術実施及び領収書等の日付については申請受付期間内のものに限ります

詳しくは、4月1日以降、町ホームページまたは、生活環境課までお問い合わせください！



今後とも、動物愛護にご協力お願いします。  
※ご不明な点は、役場生活環境課環境衛生係まで問い合わせ下さい